



「人事・賃金制度等の見直し」に対する基本要素 Part 7

◎「一般線区」の拘束時間限度を「稠密線区」と同等とすること。

働く環境は変化しており「一般線区」と「稠密線区」拘束時間限度が異なる必要はない！

- ・「働き方改革」というのであれば、拘束時間を「一般線区」と「稠密線区」に分けるのではなく、拘束時間限度がない「一般線区」を「稠密線区」に合わせるべきである。
- ・制度設計当時と比較して、運行体制や経営環境、社員の働き方に対する意識は大きく変化しており、「一般線区」と「稠密線区」を分ける合理性は失われている。

◎乗務業務における勤務指定は「乗務割交番作成規程」の在宅休養時間を適用すること。

「乗務割交番作成規程」に定める在宅休養時間は乗務員勤務制度の根幹である！

- ・「要員が足りない」という理由で交番を崩し、在宅休養時間が足りない勤務を指定することがある。近年、勤務がきついため在宅休養時間をしっかりと確保することが必要である。交番作成上の制度だが、勤務指定にも反映させるべきである。

◎「乗務割交番作成規程」の第2章第2条3号を「1勤務とは、原則として勤務管理箇所における始業時刻から終業時刻までをいう。」に改定すること。

社員の生活設計を壊すものであり、認めるわけにはいかない！

- ・「乗務割交番作成規程」で定める「1勤務」の原則を逸脱しているばかりでなく、東日本ユニオンと経営側で一致させてきた「出先により勤務開放の是正」にも抵触してくるものである。

◎「変形日勤」等で急遽乗務する場合は2暦日にまたがる勤務変更及び業務指示は行わないこと。

急遽の勤務変更で2暦日にまたがる場合は社員への影響が大きい！

- ・「変形日勤」等で非番付与の条件に満たない場合は、翌日も「変形日勤」になる場合もあり負担が増す。

◎変形勤務等で急遽乗務する場合のアルコール検査で0.00 mg/ℓ以外の表示を確認しても欠在とせず、飲酒を否定して0.15 mg/ℓ未満の表示の場合は乗務業務以外を継続可能とすること。

飲酒を否定した場合には、業務用自動車の取扱いと同様にすべきだ！

- ・業務用自動車の取扱いと同様に0.15mg/ℓ未満であれば勤務を継続することを可能とすべきである。「変形日勤」等は乗務業務前提ではない。飲酒を否定しているのに一律欠在の取扱いは違うのではないか。